

## JVA 公認アナリスト移行措置細則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本細則は、JVA 公認アナリストライセンス規程附則第2条の規定に基づき、既存のアナリスト検定における認定の取扱いその他の新制度への移行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 本細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）旧検定 本規程の施行前に、本協会（旧強化事業本部を含む。）が実施していたアナリスト検定をいう。
- （2）旧ライセンス 旧検定により認定された認定ランク（インストラクター並びにレベルⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤをいう。）をいう。
- （3）新ライセンス 本規程第3条に定める JVA 公認アナリストの資格をいう。
- （4）原則経路 第4条に定める、旧ライセンスからの自動的な読み替えによる移行をいう。
- （5）特例経路 第6条に定める、実務実績等の審査による移行をいう。
- （6）SV リーグ等 一般社団法人 SV リーグが運営する SV.LEAGUE 及び SV.LEAGUE GROWTH（以下「SV グロース」という。）をいう。

#### （移行措置の対象期間）

第3条 本細則に定める原則経路及び特例経路による移行措置は、制度移行期に限り適用する期間限定の措置とする。

- 2 特例経路の申請期限は、第9条に定めるところによる。申請期限の経過後は、本規程本則に定める通常の資格取得手続によるものとする。

### 第2章 原則経路（自動読み替え）

#### （原則経路による認定）

第4条 本規程の施行の日において旧ライセンスを保有する者は、申請により、次の表の左欄に掲げる旧ライセンスの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる新ライセンスの認定を受けたものとみなす。

| 旧ライセンス（旧検定の認定ランク） | 新ライセンス          |
|-------------------|-----------------|
| インストラクター          | JVA 公認アナリスト A 級 |
| レベルⅤ              | JVA 公認アナリスト A 級 |
| レベルⅣ              | JVA 公認アナリスト A 級 |
| レベルⅢ              | JVA 公認アナリスト B 級 |
| レベルⅡ              | JVA 公認アナリスト C 級 |
| レベルⅠ              | JVA 公認アナリスト D 級 |

2 前項の読み替えに際し、本協会は、当該保有者に対して再受検その他の追加の審査を課さない。

3 旧検定における各領域の評価は、本規程第7条に定める領域特化ライセンスとして、そのまま引き継ぐ。この場合において、領域特化ライセンスの級は、旧検定の当該領域における評価（A・B・C・D）に対応するものとし、評価がEの領域については認定しない。

（原則経路における有効期間の起算）

第5条 原則経路により認定を受けた者の新ライセンスの有効期間は、本規程の施行の日から起算する。

2 前項によりA級又はB級の認定を受けた者は、本規程第12条及び第13条の定めるところにより、認定の日（本規程の施行の日）から4年以内に所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。これを獲得しなかった場合の取扱いは、本規程本則の定めるところによる。

### 第3章 特例経路（実績審査による認定）

（特例経路による認定）

第6条 SVリーグ等に所属するクラブと現に契約しているアナリストであって、JVA 公認アナリスト A 級又は B 級の認定を受けようとする者は、旧ライセンスの保有の有無にかかわらず、次条に定める書類を提出し、技術委員会の審査を経て、その認定を受けることができる。

2 特例経路により認定することができる資格は、申請者の実務実績の水準に応じ、A 級又は B 級とする。S 級、C 級及び D 級は、特例経路による認定の対象としない。

（特例経路の申請に必要な書類）

第7条 特例経路による認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）実務経験を証する職務経歴書。この場合において、同一チームでのアナリストとしての活動経験が連続して2年以上であることを要する。
- （2）直近の業務における成果物、分析事例、現場における貢献等を文書化したポートフォリオ。当該ポートフォリオは、申請する資格の級に相当する業務遂行の水準を示すものでなければならない。
- （3）所属クラブのゼネラルマネージャー又は監督による、所定の様式に基づく推薦及び評価を記載した書類。

- 2 第1項第1号の活動経験の年数の算定にあたっては、同一チームにおいて2年目以降も継続して契約するに至った事実をもって、当該活動について一定の評価を受けていたものとして解釈する。

（特例経路における審査）

第8条 技術委員会は、前条各号の書類に基づき、申請者の実務実績及び業務遂行の水準を審査し、認定する資格の級を決定する。

- 2 前項の審査においては、申請者を一律にA級として認定するものではなく、提出書類に基づき、その実務実績及び業務遂行の水準に応じてA級又はB級に振り分けて認定する。

## 第4章 申請期限及び有効期間の起算

（申請期限）

第9条 特例経路による認定の申請期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）SVリーグに所属するクラブで活動するアナリスト 2027-28シーズンに係るアナリストの配置要件の適用に間に合う時期として、技術委員会が別に定める日まで
- （2）SVグロースに所属するクラブで活動するアナリスト 2028-29シーズンに係るアナリストの配置要件の適用に間に合う時期として、技術委員会が別に定める日まで

- 2 前項各号の期限は、SVリーグのクラブライセンス交付規則における配置要件の適用開始時期を踏まえて設定するものとし、技術委員会は、SVリーグとの調整の結果を勘案して、必要な時期を定める。

（特例経路における有効期間の起算）

第10条 特例経路により認定を受けた者の新ライセンスの有効期間は、認定の日から起算する。この場合において、有効期間内のリフレッシュポイントの獲得その他の更新に関する事項は、本規程本則の定めるところによる。

## 第5章 雑則

（申請手続）

第11条 本細則に定める認定の申請の様式、提出先その他の手続に関し必要な事項は、技術委員会が別に定める。

（細則に定めのない事項）

第12条 本細則に定めのない移行に関する事項は、技術委員会の議を経て、その都度定める。

附則

第1条（施行期日） 本細則は、JVA 公認アナリストライセンス規程の施行の日から施行する。

第2条（失効） 本細則は、第9条に定める申請期限がすべて経過した時をもって、その効力を失う。ただし、本細則に基づき既に認定された資格の効力は、これにより影響を受けない。